

安全協力会会則

第一章 総 則

第1条 〔名称〕

本会は、翔令会（以下協力会という）と称す。

第2条 〔事務局〕

本会の事務局を事務手続きの円滑化を図るため株式会社チョウエイハンズ（以下会社という）本社内に置く。

第3条 〔目的〕

本会は会社及び会員が一致協力して、作業員の人命尊重を基盤とした災害防止、工事の安全施工及び安全衛生教育を行うものとする。

2. 本会は、会員の労働災害による死亡又は障害に対する相互扶助を行うものとする。

第二章 事 業

第4条 〔事業〕

本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- （1）安全衛生に関する各種行事の企画立案、並びに実施
- （2）発生事故の原因調査及び再発防止対策
- （3）安全衛生巡回（パトロール）の実施
- （4）安全衛生大会、安全衛生教育訓練等の開催
- （5）健康管理の推進と快適な作業環境維持の検討
- （6）会員相互の情報交換と意志疎通
- （7）その他、本会の目的達成に必要な事項

第三章 会員及び会費

第5条 〔会員〕

会社と取り引きし、安全協力会費を収めたる者。

第6条 〔会費〕

1. 本会の運営に必要な基金及び経費は、下記により会員から徴収するものとする。

＜ 請負額 × 3 / 1000 ＞（施工業者）

＜ 売り上げ × 3 / 1000 ＞（部材業者）

但し、月間の請負額・売上が1億円以上の場合は上限として30万円迄とする。

2. 会費の徴収は、会社が毎月支払う代金より相殺する。

第7条 〔退会〕

協力会の脱会は以下の通りとし、会員は脱会に際し何物も本会に請求できない。

1. 会員からの書面による脱会の申し出があったとき。
2. 会員が故意または過失によって、重大な労働災害を発生させ本会ならびに会社の信用を著しく失墜させもしくは多大な損害を与えた場合は、除名処分に付し脱会させることがある。

第8条 〔除名〕

会員は、次の各号に該当した場合は、役員会の決議により除名することができる。

1. 本会の目的の達成、または業務の運営を妨げたとき
2. 本会の会則違反、または名誉を毀損する行為をしたと認められるとき
3. 会費の納入、その他本会に対する業務を怠ったとき

第四章 役 員

第9条 〔役員〕

本会に次の役員を置く。

会長・・・1名	会計・・・1名
副会長・・・2名	監査・・・2名
理事・・・若干名	

※協力業者の役員は取締役（執行役員含む）以上の職にある者とする。

第10条 〔役員の任務〕

1. 会長は、本会を代表し、会社と協議し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、これを代行する。
3. 理事は、この規約に基づく業務を行う。
4. 会計は、会の収支事務を行なう。
5. 監査は、会の会計監査を行なう。

第11条 〔役員の選出〕

本会の役員は次の選考基準によって、総会において選任する。

1. 会長は、会員中から選任する。
2. 副会長は、会員中から選任する。
3. 理事は、会社側及び会員側から選任する。
4. 役員の任期は原則2年とし、再選は妨げない。

第五章 会 議

第12条 〔機関〕

本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

第13条 〔総会〕

総会は、次の事項を議決するものとし、定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要の都度、会長がこれを招集する。又、会長は議長となる。但し、役員会を以て総会に代えることができる。

- (1) 会則の改定
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 業務報告の承認
- (4) 役員の選任
- (5) その他の重要事項

2. 総会での上記議事は総会に参加した会員の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

第14条 〔役員会〕

役員会は、本会の目的達成に必要な協議を行い、会長がこれを招集する。

第六章 資産及び会計

第15条 〔資産〕

本会の資産は、会費、寄付金、会社からの交付金、及びその他の収入からなるものとし、会長の統括管理下で独立した会計により、これを管理する。

第16条 〔会計年度〕

本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第17条 〔予算・決算〕

1. 本会の予算及び決算は、総会で承認された予算書及び決算書による。
2. 本会の経費は資産をもって支払いする。

第七章 運 営

第18条 〔互助金〕

1. 会員が会社施工の業務上被った災害に対し第5項の互助金を支給する。
2. 前項の互助金の支給対象は本会の会員自身、会員の被用者および会員の下請人とする。
3. 第1項の互助金は、労働災害総合保険の契約を結び、当該保険より支払われる保険金をもってあてる。よって、支給および免責条項等の詳細については当該保険契約の定めによるものとし、第1項による場合も当該保険契約で免責となっているものについては、いかなる互助金も支給しない。
4. 前項に定める労働災害総合保険は会社が契約することとし、協力会は防災協力金として相応分を負担する。
5. 第1項の互助金は、以下の通りとする。

死 亡	2, 0 0 0 万円
後遺障害	8 0 ～ 2, 0 0 0 万円 (程度に応じ)
休業補償	5, 0 0 0 円 (1 日につき/支払期間 60 日を上限)

第19条 〔リスク回避〕

1. 協力会は、会員が会社施工の業務に関しての行為で、第三者に対して賠償責任を法律上の賠償責任が生じた場合のリスクについて、以下の各項に定める規定により会員に変わって会社と協力しその補償にあたる。
2. 前項に定める補償の対象となるリスクおよび補償内容は次の通りとする。
 - ① 会社の請負業務に関連して発生した第三者に対する事故により負担する法律上の損害賠償責任（請負業者賠償責任保険）
 - ② 会社の請負業務で仕事の目的物を他人に引渡した後、仕事の結果に起因して起こった損害に対する法律上の損害賠償責任（生産物賠償責任保険）

対人賠償	1 名につき	3 億円（自己負担額 3 万円）
対物賠償	1 事故につき	3 億円（ 同 上 ）

3. 前項に定める補償金は、当該リスクを担保する損害保険の契約を結び、当該保険より支払われる保険金をもってあてる。よって、支給および免責条項等の詳細については当該保険契約の定めによる。なお、前項に定める補償内容によらない賠償義務ならびに補償限度額を超える賠償については、関係会員の責に帰すものとする。
4. 協力は、会員が会社施工の建築工事中に、偶然な事故による損害が生じた場合のリスクについて、以下の各項に定める規定により会員に代わって会社と協力しその補償にあたる。
5. 前項4に定める補償は、当該リスクを担保する損害保険（建設工事保険）の契約を結び、当該保険より支払われる保険金をもって充てる。なお、前項の定める補償内容によらない会員個々の損害については、関係会員の責に帰するものとする。
6. 前項に定める損害保険は会社が契約することとし、協力は防災協力金として相応分を負担する。

第20条 〔安全衛生活動費〕

会員が安全衛生に関する指導・調査における費用は下記の通りとする。

1. 交通費は、公共交通機関を利用した場合の金額を支給する。
2. 宿泊費は、実費精算とする。
3. 日当の金額は10,000円とする。

第八章 付 則

第21条

1. 本会則に対応する疑義、または定めのない事項については役員会の決定するところによる。
2. 本会則の改廃は役員会にて決定する。

平成16年	1月1日	決定
令和 元年	8月1日	改定
令和 2年	10月1日	改定
令和 5年	11月1日	改定